

無人航空機の飛行に関する許可・承認の 審査要領（カテゴリーⅡ飛行）改正について

国土交通省 航空局 安全部
無人航空機安全課
令和7年2月

無人航空機を飛行させるにあたり、特定飛行に該当する飛行について具体的な審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」を定め、許可・承認に当たっての無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件を規定しております。

「規制改革推進に関する答申」（令和6年5月31日）のとおり、ドローンの事業化を促進するため、無人航空機の飛行申請に対する許可・承認手続き期間の1日化を目指すべく、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」を改正（令和7年2月25日公布、3月24日施行予定）し、当該許可・承認の申請手続きの簡素化並びに審査の迅速化を行います。

本資料は、飛行の許可・承認制度の概要をはじめ、その審査要領の改正内容並びに改正後の申請手続きに関する説明するものです。

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」の改正に伴うスケジュールは以下のとおりです。

令和7年2月25日 審査要領の公布

**令和7年3月24日 審査要領の施行（予定）
DIPS2.0改修（予定）**

※審査要領の改正によるDIPS2.0の飛行許可・承認申請書の変更に伴い、3月17日～3月24日の間、飛行許可・承認申請における新規申請や補正申請、変更申請、更新申請の受付を停止します。

詳細は航空局HPをご確認ください

無人航空機 飛行ルール



1

無人航空機の飛行のルール

2

飛行許可・承認における審査について

3

R7年3月における審査要領の改正内容について

4

ドローン情報基盤システム (DIPS2.0) の改修について

5

今後の申請に係る注意事項

1 無人航空機の飛行のルール

無人航空機の飛行のルール

無人航空機を 規制されている空域 や 規制されている方法 で飛行させる場合、
飛行許可・承認申請手続きが必要です。

航空法で規制されている空域や方法で無人航空機を飛行させたい場合、
飛行許可・承認申請を行い、あらかじめ国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。



航空法で 規制されている空域 や
規制されている方法 で行う飛行を

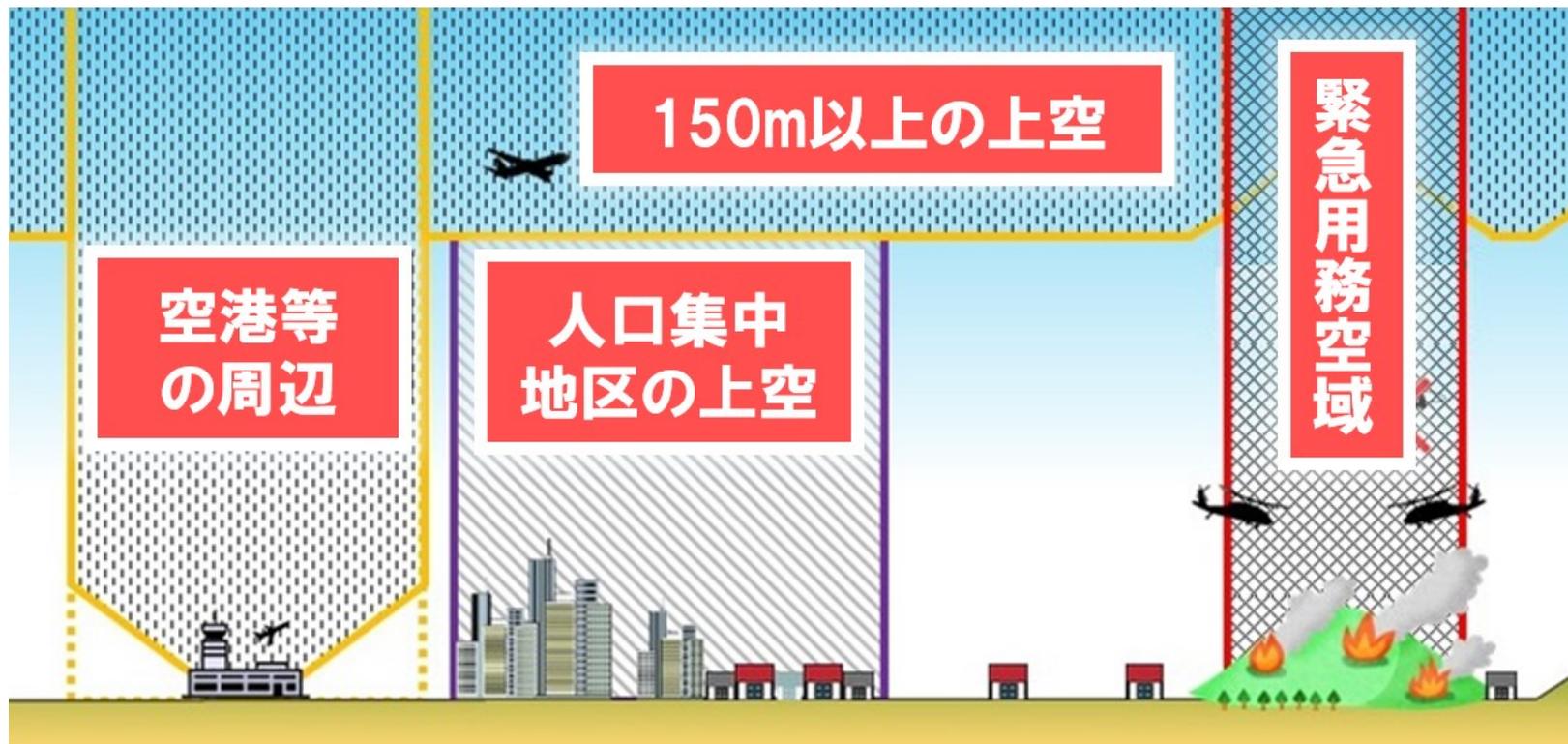
「 特定飛行 」

と呼びます。

※適切な許可・承認を得ずに飛行させる等した場合は懲役または罰金の対象となります。
※無人航空機はカテゴリーⅢ飛行を除き、第三者上空を飛行できません。

無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 空域 は、以下のとおりです。



無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 空域 は、以下のとおりです。



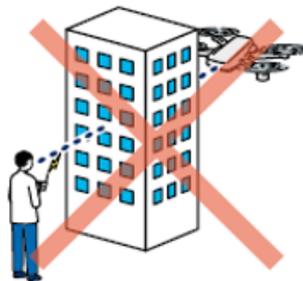
無人航空機で特定飛行を行う場合、飛行許可・承認申請が必要です。

特定飛行に該当する 飛行の方法 は、以下のとおりです。

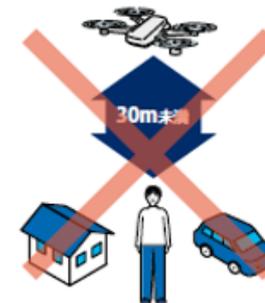
夜間での飛行



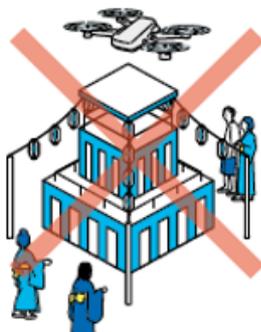
目視外での飛行



人又は物件と距離を確保できない飛行



催し場所上空での飛行



危険物の輸送



物件の投下



航空法で 規制されている空域 や 規制されている方法 にあたる

「特定飛行」

を行う場合は、飛行許可・承認申請を行い、
あらかじめ国土交通大臣の許可・承認を受ける必要があります。

★ 一定の条件を満たす場合、許可・承認を不要とすることができます ★

人口集中地区の上空、夜間での飛行、目視外での飛行、人又は物件から30mの距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の最大離陸重量が25kg未満の場合については、立入管理措置を講じた上で、操縦者技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じることで、許可・承認を不要とすることができます。

※適切な許可・承認を得ずに飛行させる等した場合は懲役または罰金の対象となります。

※無人航空機はカテゴリーⅢ飛行を除き、第三者上空を飛行できません。

飛行形態に応じたカテゴリー分類

無人航空機の飛行は、そのリスクに応じて3つのカテゴリーに分類されます。

特定飛行に該当し、飛行の許可承認・申請が必要となる飛行は、
カテゴリー II ~ III に分類されます。

本説明会においては、カテゴリー II に焦点を当てて進めていきます。

カテゴリー I	特定飛行に該当しない飛行 航空法上の飛行許可・承認手続きは不要
カテゴリー II	<u>特定飛行に該当する飛行</u> 無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じた上で行う飛行 (= 第三者の上空を飛行しない)
カテゴリー III	<u>特定飛行に該当する飛行</u> 無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行 (= 第三者の上空で特定飛行を行う)

※ 立入管理措置とは、無人航空機の飛行経路下において、第三者（無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者）の立入りを制限する措置を指します。

2 飛行許可・承認における審査について

飛行許可・承認における審査について

カテゴリⅡの飛行許可・承認申請を受けた場合、
審査要領の内容に従って審査が行われます。

審査の対象となる事項 = 申請していただく事項 については、主に以下の4点です。

それぞれに対して、審査要領に定められた審査基準に適合するかを審査します。



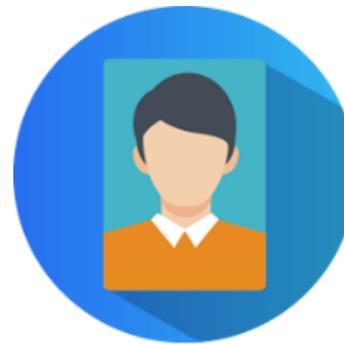
飛行概要

いつ、どこで、
どのような
飛行を行うか



機体

安全に飛行
することが
できる機体か



操縦者

安全に機体を
飛行させる
技能があるか



安全対策

安全を確保
するための
体制があるか

飛行許可・承認における審査について

カテゴリⅡの飛行許可・承認申請を受けた場合、
審査要領の内容に従って審査が行われます。

審査の対象となる事項 = 申請していただく事項 については、主に以下の4点です。

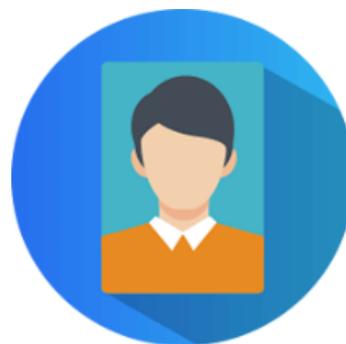
それぞれに対して、審査要領に定められた審査基準に適合するかを審査します。



飛行概要



機 体



操 縦 者



安全対策

航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の
安全が損なわれるおそれがないと認められる

申請された飛行に対して、許可・承認書を発行

飛行許可・承認における審査について

審査要領に定められた審査基準に適合するかを確認する観点から、申請において、以下のような情報をご準備いただいております。

ご提出いただく情報のうち、機体と操縦者情報に関する資料の申請手続きの内容が改正されます。

 <p>飛行概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 実施する飛行の内容・目的、及びその飛行を行う理由 ❑ 飛行の経路や高度に関する情報 ❑ 飛行を実施する日付や時間 ❑ その他参考となる情報
 <p>機体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 機体の機能・性能に関する基本基準への適合性を示す資料 ❑ 機体の登録記号等、製造者、名称、重量等を示す資料 ❑ 機体の運用限界等を示す資料 ❑ 飛行形態に応じた追加基準への適合性を示す資料
 <p>操縦者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 操縦者に関する飛行経歴・知識・能力を示す資料 ❑ 操縦者の追加基準への適合性を示す資料
 <p>安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 安全に無人航空機を飛行させられる体制があることを示す資料 ❑ 安全確保体制を維持するための事項を記載した飛行マニュアル

改正の対象

3 R7年3月における審査要領の 改正内容について

審査要領の改正内容について

機体と操縦者の基本基準/追加基準への適合性を示すにあたり、これまでは基準への適合性を説明し、示した内容が確認できる資料を添付が必要でした。

	<p>機 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 機体の機能・性能に関する基本基準への適合性を示す資料 □ 機体の登録記号等、製造者、名称、重量等を示す資料 □ 機体の運用限界等を示す資料 □ 飛行形態に応じた追加基準への適合性を示す資料
	<p>操 縦 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 操縦者に関する飛行経歴・知識・能力を示す資料 □ 操縦者の追加基準への適合性を示す資料

申請手続きにおける適合性の示し方

適合していることの
説明

+

示した適合性の内容を
確認できる資料の添付

(例: 機体の写真、取り扱い説明書など)

審査要領の改正内容について

審査要領の改正により、申請者自らにおいて機体と操縦者の基本基準/追加基準への適合性を確認頂き、その確認結果を申請する方法へと変更することで、申請手続きの簡素化を行います。

	<h2>機 体</h2>	<ul style="list-style-type: none"> □ 機体の機能・性能に関する基本基準への適合性を示す資料 □ 機体の登録記号等、製造者、名称、重量等を示す資料 □ 機体の運用限界等を示す資料 □ 飛行形態に応じた追加基準への適合性を示す資料
	<h2>操 縦 者</h2>	<ul style="list-style-type: none"> □ 操縦者に関する飛行経歴・知識・能力を示す資料 □ 操縦者の追加基準への適合性を示す資料

申請手続きにおける適合性の示し方

適合していることの
説明

簡略化

+

示した適合性の内容を
確認できる資料の添付

添付省略

(例: 機体の写真、取り扱い説明書など)

審査要領の改正内容について

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

「機体並びに操縦者に関する基本基準/追加基準の適合性」に関する申請・審査内容が変更されます。具体的な改正内容は以下のとおりです。

① 「申請書式の簡素化」

申請者自らにおいて、機体や取扱説明書等をもとに基準への適合性を確認頂き、その結果を原則「適・否」でお示し頂きます。 ※「否」の場合は、代替的安全対策をお示し頂きます。

② 「示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略」

これまで申請書への添付を必要としていた「基準を満たしていることを示す写真や取扱説明書等の資料」の添付を不要とし、提出書類を省略します。

提出する申請書類の大幅な簡素化！ / 審査期間の短期化！

審査要領の改正内容について①

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

飛行申請手続きの簡素化① 「申請書式の簡素化」

- ✓ 申請者自らにおいて、機体や取扱説明書等を確認しながら、基本基準/追加基準への適合性を確認し、その結果を原則「適・否」でお示し頂きます。

※「否」の場合は、代替的安全対策をお示し頂きます。

別添資料 4

無人航空機の追加基準への適合性

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

※仮に、基準への適合性が困難な場合には、代替となる安全対策等を記載するなど、安全を損なうおそれがない理由等を記載してください。

無人航空機 登録記号等	無人航空機 名称	無人航空機 製造者名
JU		航空 太郎

○目視外飛行

基準	適合性
自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。
地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に動作する。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

審査要領の改正内容について②

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

飛行申請手続きの簡素化② 「示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略」

- ✓ 基準への適合性の確認結果を審査する方式に変わることから、**審査のために添付を必要としていた「示した適合性の内容を確認できる資料」の添付が不要となります。**

基本基準/追加基準の適合性を示す資料 ✂

示した適合性の内容を確認できる資料

添付省略

□ 機体の機能・性能に関する基本基準への適合性を示す資料

➤ 無人航空機及び操縦装置の仕様が分かる資料

□ 機体の登録記号等、製造者、名称、重量等を示す資料

➤ 無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱説明書等の該当部分の写し

□ 機体の運用限界等を示す資料

➤ 無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備を記載した資料

□ 飛行形態に応じた追加基準への適合性を示す資料

➤ 機体認証を証する書類の写し

□ 操縦者に関する飛行経歴・知識・能力を示す資料

➤ 過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料

□ 操縦者の追加基準への適合性を示す資料

機体

操縦者

審査要領の改正内容について②

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

飛行申請手続きの簡素化② 「示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略」

添付が不要となる資料においても、申請者にて用意し具備することが必要です。

※当局から別途提出を求める可能性があります。その際は速やかにご提示ください。

※基準に適合していないことや資料が具備されていないことが確認された場合、許可・承認を取り消す可能性がございます。

基本基準/追加基準の適合性を示す資料

示した適合性の内容を確認できる資料

具備は必要



機体



操縦者

- 機体の機能・性能に関する基本基準への適合性を示す資料
- 機体の登録記号等、製造者、名称、重量等を示す資料
- 機体の運用限界等を示す資料
- 飛行形態に応じた追加基準への適合性を示す資料
- 操縦者に関する飛行経歴・知識・能力を示す資料
- 操縦者の追加基準への適合性を示す資料

- 無人航空機及び操縦装置の仕様分かる資料
- 無人航空機の運用限界及び無人航空機を飛行させる方法が記載された取扱説明書等の該当部分の写し
- 無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備を記載した資料
- 機体認証を証する書類の写し
- 過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

現在の審査要領

申請者は基本基準/追加基準の適合性を示すために、各基準への適合性を説明し、お示し頂いた内容が正しいことを確認できる資料の添付を頂いています。

改正後の審査要領

- ✓ 申請者自らにおいて、機体や取扱説明書等をもとに基準への適合性を確認頂き、その結果を原則「適・否」でお示し頂き、入力方法を簡素化します。
- ✓ これまで申請書への添付を必要としていた「基準を満たしていることを示す写真や取扱説明書等の資料」の添付を不要とします。

以上のとおり審査要領の改正により、申請様式や別添資料の書式に変更が生じることから、DIPS2.0の改修を行います。

現行からの変更点について、改正審査要領との関連を踏まえながら説明いたします。

4 ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）の 改修について

DIPS2.0は、令和7年3月24日（月）に、以下の改修を行います。

- ① 審査要領の改正に伴い、DIPS 2.0を改修し、新しい申請書式に対応
- ② 操縦者の追加基準への適合性登録を、申請ごとではなく、申請前に一括登録する方法に変更

**DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、
各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！**

DIPS2.0を用いて入力頂いた情報に関し、下表のとおり簡素化等が行われます。

START	ログイン	DIPS2.0へログインし、飛行許可・承認メインメニューにアクセス	
STEP.1	<small><申請前の事前登録> 「無人航空機情報の登録・変更」画面</small> 機体情報の 入力	機体登録がなされている機体に対して、必要情報を入力します。	
		改造に関する情報	簡素化！
		基準適合性に関する情報	
		総重量25kgの機体に係る基準適合性に関する情報	簡素化！
		機体仕様に関する資料	資料省略！
		機体と操縦装置に関する資料	資料省略！
STEP.2	<small><申請前の事前登録> 「操縦者情報の登録・変更」画面</small> 操縦者情報 の登録	特定飛行を行う者の情報を入力します。	
		操縦者の氏名、住所の情報	
		基準適合性に関する情報	簡素化！
		これまでの飛行実績の情報	資料省略！

DIPS2.0の改修について①

**DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、
各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！**

DIPS2.0を用いて入力頂いた情報に関し、下表のとおり簡素化等が行われます。

STEP.3	許可・承認申請 の実施	STEP.1~2で入力した情報をもとに、申請手続きを行います。	
		飛行の目的、日時等の概要情報	
		飛行する場所、経路に関する情報	
		飛行させる機体の追加基準適合性に関する情報	簡素化！ 資料省略！
		飛行を行う操縦者の追加基準適合性に関する情報	簡素化！
		使用する飛行マニュアル	
		保険等その他情報	
GOAL	審査完了	審査が完了次第、許可・承認書が発行されます。	

DIPS2.0の改修について①

**DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、
各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！**

具体的に、DIPS2.0の操作としては下記のとおり簡素化等がなされます。

(例1) 示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略となるケース



STEP.1 機体情報の入力

例：機体と操縦装置に関する情報

現行の画面

改修後の画面

IX.機体仕様に関する資料提出

機体、操縦装置の仕様等に関する情報を入力して下さい。

1.設計図又は写真名称 (前)

選択

削除

スクリーンショット (1).png

2.設計図又は写真 (横)

選択

削除

スクリーンショット (1).png

3.設計図又は写真 (上)

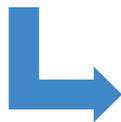
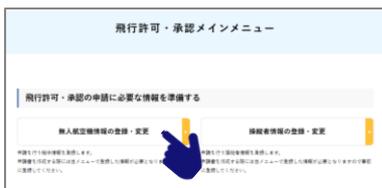
資料添付省略！

DIPS2.0の改修について①

**DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、
各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！**

具体的に、DIPS2.0の操作としては下記のとおり簡素化等がなされます。

(例2) 示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略となるケース



STEP.1 機体情報の入力 例：機体と操縦装置に関する情報

現行の画面 改修後の画面

X.操縦装置に関する情報 IX.操縦装置に関する情報

1.操縦装置名称

2.製造者名

3.設計図又は写真

1.操縦装置名称

2.製造者名

資料添付省略！

DIPS2.0の改修について①

**DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、
各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！**

具体的に、DIPS2.0の操作としては下記のとおり簡素化等がなされます。

(例3) 申請書式が簡素化するケース



STEP.2 操縦者情報の登録

現行の画面

Ⅲ. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。

1. 10時間以上の飛行経歴を有していますか？

基準内容 ①

はい いいえ

Ⅳ. これまでの飛行の実績について入力してください。

	飛行機	回転翼航空機	滑空機
総飛行時間 (時間)	0	50	0
夜間飛行時間 (時間)	0	10	0
目視外飛行時間 (時間)	0	10	0
物件投下経験 (回)	0	10	0

例: 飛行実績の情報入力

改修後の画面

Ⅲ. 操縦者の基準の適合性について以下の設問に回答してください。

1. 飛行を予定している無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有しており、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。

適 否

<以下略>

**飛行実績の入力を
基準適合性の設問に代え、
入力情報を簡素化！**

DIPS2.0での申請の流れに変更はありませんが、 各種必要情報の入力方法が大きく簡素化されます！

具体的に、DIPS2.0の操作としては下記のとおり簡素化等がなされます。

(例4) 示した適合性の内容を確認できる写真や資料の添付の省略し、申請書式が簡素化するケース



STEP.3 許可承認申請の実施

例：機体の追加基準適合性に関する情報

現行の画面

改修後の画面

I. 飛行形態に応じた追加基準を入力して下さい

2. 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。(人・家屋の密集地域の上空、人・物件から30m未満の距離)

- プロペラガードを装備して飛行させる。
- プロペラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。
- その他

プロペラガード等の装備状況が確認できる写真を添付してください（ホームページ掲載機で飛行形態C1を満たす場合は除きます）。
※その他を選択した場合必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等

4-1. 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。①

- メーカー指定の自動操縦システム及び純正のカメラを装備している。
- 機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行範囲内の様子を監視し、操縦者に必要が許容飛行範囲内を確保する。

例：機体の追加基準適合性に関する情報

I. 飛行形態に応じた追加基準を入力してください。

1. 航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備している。又は飛行時に機体を視認しやすい造る。

- 適 否
- 「否」を選択した場合には、下記より調べる代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえで、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。

2. 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有している。(人・家屋の密集地域の上空、人・物件の距離)

- 適 否
- 「否」を選択した場合には、下記より調べる代替的安全対策を選択してください。
個別に代替的安全対策を示す場合は、「その他」を選択したうえで、具体的な内容を下の入力欄に記載してください。
（状況に応じてプロペラガード等装備し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないように注意喚起を行う。）

**追加基準の適合性を示す
資料添付を省略！**

**適合性を「適/否」で示せる
よう、入力事項を簡素化！**

- 適 否
3. 無人航空機の飛行範囲が照明明

以上のように、**審査要領の改正事項をDIPS2.0にも反映し、**

これまで添付していた資料の省略

文章で説明を求めていた事項の選択肢化

等を行うことで、**DIPS2.0上での入力作業を大きく簡素化**します。

★ 注 意 ★

添付が不要となる資料においても、申請者にて用意し具備することが必要です。
当局から別途提出を求める可能性があります。その際は速やかにご提示ください。

また、操縦者の追加基準への適合性に関する登録方法を変更することで
更に効率的な申請を実現します！

これまでは...

飛行申請を行う都度、対象となる操縦者それぞれに、操縦者の追加基準適合性を
入力する仕様となっていたため、申請のたびに同じ入力操作を行う手間が発生していました。

これからは...

操縦者の追加基準適合性を操縦者を事前登録する段階で一括入力する仕様とし
一度入力をすれば、それらの情報を飛行申請時に毎回入力する必要がなくなることから
それ以降の申請手続きが容易になります！

また、操縦者の追加基準への適合性に関する登録方法を変更することで
更に効率的な申請を実現します！

申請時に毎回入力する手間を無くし、**更なる効率化を実現**するにあたって、
「操縦者情報の登録・変更画面」から一括登録をする方法へ変更するため、

3月24日のDIPS2.0改修後、**全てのユーザー様において、**

「操縦者情報の登録・変更画面」から操縦者情報の更新が必要です。

お手数をお掛けしますが、初回のみご協力をお願い申し上げます。

登録方法はこちらをご確認ください



5 今後の申請に係る注意事項

簡素化した申請手続きを DIPS2.0 で受付可能とするため、
長期間のシステムメンテナンスを実施します。
改修後は、簡素化された申請が可能となり、審査も迅速化されますため、
以下2点、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① **簡素化した申請手続きをDIPS2.0で実施できるよう、申請書式の変更に伴い、
3月17～24日の間、新規申請や補正申請、変更申請、更新申請の申請の
受付を停止します。**

※3月17日以降に申請内容に対する補正事項が発生した場合、補正申請ができません。

3月24日のDIPS改修後、申請手続きが簡素化されますので、新規申請のご対応をお願い致します。

※申請受付停止期間中は、飛行計画通報などのその他の機能は使用可能です。

- ② **審査要領改正により申請書式が変更になるため、3月24日以降、同日より前
に申請いただいた申請書の補正指示への対応、更新、変更の申請はできません。**

※3月24日以降、旧申請書式を利用した申請が出来ませんので、新たな申請書にて新規申請を頂きますように、
ご理解のほどよろしくお願い致します。

※3月24日以降、新規申請頂いた申請書については、変更申請や更新申請等は可能です。

詳細は航空局HPをご確認ください

無人航空機 飛行ルール



本書のポイント

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

「機体並びに操縦者に関する基本基準/追加基準の適合性」に関する申請・審査内容が変更されます。

✦ 申請書式の簡素化により、**申請者自らにおいて、機体や取扱説明書等をもとに基準への適合性を確認頂き、その結果を原則「適・否」でお示し頂きます。**

※「否」の場合は、代替的安全対策をお示し頂きます。

✦ これまで申請書への添付を必要としていた**「基準を満たしていることを示す写真や取扱説明書等の資料」の添付を不要とし、提出書類を省略します。**

※提出が不要となる一方で、**申請にあたっては事業者で同等の資料を作成し、**

具備しておく必要がありますので、ご注意ください！

審査要領の改正により、無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続き内容の簡素化並びに審査の迅速化を実施します。

「機体並びに操縦者に関する基本基準/追加基準の適合性」に関する申請・審査内容が変更されます。

- ✦ **審査要領の改正に伴い、DIPS 2.0を改修し、簡素化した新しい申請書式に変更いたします。** また、申請書式の変更に伴い、3月17日～3月24日の間、飛行許可・承認申請における新規申請や補正申請、変更申請、更新申請の受付を停止します。（飛行計画通報等のその他の機能は使用可能です。）
- ✦ DIPS2.0による操縦者情報の登録について、「操縦者の基本基準・追加基準への適合性」の登録を、申請の都度登録頂いていた方法から、「操縦者情報の更新」からの一括登録に変更します。**3/24以降、全てのユーザー様において「操縦者情報の登録・変更画面」から操縦者情報の更新が必要です。**

補 足 事 項

- ✦ 審査要領の改正に関する情報やDIPS2.0を使用した具体的な申請手続きの方法について、航空局HP等での発信を予定しています。

無人航空機 飛行ルール



- ✦ 審査要領の改正に関するお問合せについては、無人航空機ヘルプデスク（050-3818-9961）までご連絡くださいますよう、お願いいたします。